

## むつ市議会第213回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成24年9月21日（金曜日）午前10時30分開議

### ◎諸般の報告

#### 第1 行政報告

##### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例

第3 議案第45号 むつ市食育推進会議条例

第4 議案第46号 むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

第5 議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

第6 議案第48号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

第7 議案第49号 財産の取得について

（むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団配備の小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第8 議案第50号 財産の取得について

（小形ロータリー除雪車を配備するためのもの）

第9 議案第51号 新たに生じた土地の確認について

第10 議案第52号 新たに生じた土地の字名について

第11 議案第53号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第12 議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第13 議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算

第14 議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第15 議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第16 議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算

第17 議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

第18 議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算

第19 議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第20 議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について

第21 議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算

第22 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算）

##### 【報告に対する質疑】

第23 報告第22号 平成23年度むつ市健全化判断比率について

第24 報告第23号 平成23年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

##### 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第25 議員提出議案第5号 「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書

第26 議員提出議案第6号 使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書

【議員派遣】

第27 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
公営企業者	遠	藤	雪	夫		代査委員	小	川	照	久
総務部長	伊	藤	道	郎		財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次	郎	保健福祉部長	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎長	布	施	恒	夫		大畑庁舎長	工	藤	治	彦
協野舎所長	猪	口	和	則		会管総政理出納室長	大	橋		誠
選挙管理委員会事務局長	氣	田	憲	彦		監査委員局長	星		久	南
農委事務局員局長	山	口	勝	美		教育部長	齋	藤	秀	人

財政推  
 務進  
 部策監  
 務部整長  
 務部課查  
 總政企課  
 策調  
 策務  
 總政總主

石野了  
 高橋聖  
 栗橋恒平

總政總  
 務課  
 務部長  
 務課  
 部長  
 務課  
 務部長  
 總政總主  
 策務  
 務部課事

柳谷孝志  
 氏家剛  
 関元徳

事務局職員出席者

事務局長  
 總括主幹  
 主任主査

須藤徹哉  
 濱田賢一  
 石田隆司

次長  
 主任主査  
 主任主査

柳田諭  
 小林睦子  
 村口一也

## ◎開議の宣告

午前10時30分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月10日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、核燃料サイクル政策堅持に関する要望について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## ◎日程第1 行政報告

○議長（山本留義） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。昨日、平成24年9月20日、核燃料サイクル政策の堅持に係る要望をしましてまいりましたので、ご報告いたし

ます。

要望の要旨は、「政府が決定したエネルギー政策の大転換は、我が国のエネルギー供給体制を弱体化させる懸念があるばかりか、これまで多くの困難を乗り越え、国策として原子力政策に協力してきた立地地域の信頼を大きく揺るがすものである。我が国の安定的で持続可能なエネルギー供給体制を維持するため、安全の確保を第一義に、必要規模の原子力発電を行うとともに、それに伴い発生する使用済核燃料については、これまでの方針のとおり再処理とする核燃料サイクル政策の堅持を強く要望する」というものでありまして、むつ市、大間町、東通村、六ヶ所村の原子力施設立地4市町村長及び各市町村議長等で行ってまいりました。

要望先は、石田勝之内閣府副大臣、枝野幸男経済産業大臣、齋藤勁内閣官房副長官、園田康博内閣府大臣政務官でございます。

なお、枝野経済産業大臣へは、原発ゼロと再処理の継続に係る曖昧な部分について説明を求めたところ、2030年代の原発ゼロについては、あらゆる政策資源を投入していく、県、立地地域との約束は果たしていくとのことございました。

立地地域にとりましては、まだまだ疑問の残るものでありますことから、今後におきましても引き続き新エネルギー戦略のさまざまな疑問点について国へ説明を求めていきたいと考えております。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 市長、19日、20日の要望活動、大変ご苦労さまでございました。これから我々議会でも議長が、さすが議長としての権威を守ったのか、議会開会中ということで、議会の要望事項参加も、議長が残られて、副議長をご同道さ

せたと。この配慮は、私は立派だと思っておりま  
すし、副議長には大変ご苦勞であったと思ってお  
ります。

そこで市長、私がきょうの9時半からの議会運  
営委員会に、オブザーバーでありますけれども、  
出させていただきます。当然私の議員としての  
気質からするならば、その議会運営委員会の第1  
番目に行政報告という形で議会運営委員会に取り  
計らいをされるものと思っておりました。その会  
議の中で、はっきり申し上げまして、富岡幸夫委  
員から、やっぱり行政報告として求めるべきであ  
るというご意見が出されました。また、目時委員  
しかりであります。私は、オブザーバーでありま  
すから、全く同感でありますけれども、ただ議会  
運営委員会で市長に行政報告を求めるということ  
は、これはいかなものかと。やはり正式に議長  
に代表者会議を開催していただいて、代表者会議  
の名のもとに市長に行政報告を求め、そのうえで  
議会運営委員会において行政報告の取り扱い、議  
事に関する進行を精査、審議するべきだというこ  
とで、その手順で今回この行政報告がただいま市  
長からなされたところであります。

そこでお聞きますが、市長、議会開会中でご  
苦勞であったこの要望事項を、どうしてきょうの  
この1番目の行政報告の中のにせてこなかったの  
でしょうか。ここのところをまず1つ市長の考え  
方をお聞きいたしたいと思えます。

と同時に、これ3回でありますから、私は非常  
にこの要望活動を、個人的には今回は議会は参加  
するべきでないということを主張した一人であり  
ます。が、最終的には議会もご同道するべきだとい  
う結論に達しまして、今言ったような行動になり  
ましたが、私が市長、この件を知ったのは、9  
月の1日にもはや市長がマスコミに、9月の中旬  
にはこういう請願、要望活動をするということ  
を明らかにした。と同時に、大間町の町長もオフサ

イトセンターを町内に設置するということ、国  
にあわせてこの要望活動も一緒にやるのだとい  
うことを明らかにしておりました。

そして、私たちの代表者会議に市長から要望書  
の内容が配布されました。この要望書の内容を見  
ますと、全く案でありますけれども、きょうの、  
失礼ですけれども、要望書の内容と要望も実際の  
形を報告に出したものであると思っております。こ  
の当初渡された要望書の中には、はっきり  
とオフサイトセンターの充実強化、避難体制の確  
立というのが要望事項の中に入っておったのであ  
ります。私がなぜこのことを言うかということ、現  
在要望活動したのは4市町村ですよ。市長が主  
張している9市町村の市町村長会議がある。大変  
他の自治体のことで申しわけないのですけれど  
も、このオフサイトセンターの件に関しては、大  
間町と風間浦村とのあつれきが表面化しているこ  
とは市長もご承知だと思っております。そうしたとき  
に、大間町だけと今一緒に要望活動をして、表題  
の部分であれば、私も最後にきょう意見書を出さ  
せていただきますけれども、その表題は全く一緒  
ですけれども、内容はそういった形を含んでおる  
ものとすれば、私たちは大間町も風間浦村も同じ  
形で共同で要望活動をしなければならないのが、  
大間町だけと今一緒に行くとなれば、対風間浦村  
に対しての配慮が私は欠けておるのではないかと。

はっきり申し上げますが、私は今風間浦村の蛸  
島議長と、彼は郡部の、郡部と言えば失礼ですが、  
町村の議長会の会長なのです。だから私が先ごろ  
提案させていただいた下北半島まさかり道路の建  
設で議長会の承諾を得るように蛸島議長さんとも  
いろいろ文書をつくって相談をしておるさなか  
に、実は風間浦村には一切この要望活動の話はし  
ておらないわけでしょう。全然知っていませんよ、  
風間浦村議会は。そういったことが、もしこの今

回の要望書の中に市長から報告を受けた部分だけであれば、これは私も理解できます。こういうオフサイトセンターのことなどが大間町独自でやるのであれば、これ私は容認いたしますけれども、今の4市町村の中でやられたとすれば、むつ市が大間町のほうに味方しておるといふことにとられても、これいたし方ないのです。ですから、実際の要望活動の国への状況の中で、どういった要望の活動の内容であったのかも詳しくひとつお知らせしたいと思います。

それからもう一つ、これ市長、私はマスコミで云々するわけではありませんが、これは9月20日の我々一般質問最終日の次の日のマスコミでも、市長の談話で、談話というよりも、「4市町村の首長らが要望活動を行う」と。きのうもあるマスコミでもそういう。「ら、など」、これは議会のことでしょう。この要望書は、むつ市とむつ市議会、あるいは六ヶ所村、六ヶ所村議会、東通村、東通村議会、大間町、大間町議会、議会も一緒に要望活動を行っている。市長は結構です、そのとおり。「ら、など」属に、マスコミの表現ですから言いたくないけれども、「ら、など」属に取り扱われているのが議会ではないですか、はっきり言って。私は、むつ市議会も市長と一緒にこの問題に取り組んでいるという姿勢を表明することがどうも足りないような気がするのです。だから私は、9市町村長会議も、これは私も反省しています。むつ市は、意見書にも出しましたけれども、いわゆる特別委員会を、受け入れをするという段階でなくしてしまったのです、馬場委員長の時代に。私もこれ責任感している。本当は、継続しておくべきだった、特別委員会は残しておくべきだった。県にもあります、各町村には特別委員会あるのです。むつ市だけなのです、この原子力エネルギーに関する特別委員会がないのは。私は、これから改めて皆さんとも相談していきたいと思っ

ておりますけれども、そういうことでむつ市議会はこの大事なエネルギー政策の関係で、置き去りになっているような気がしてならないのです。世間からも、マスコミからも、はっきり言えば、「ら、など」扱いにされているような状態の議会であれば、私は議員の一人として忍び得ない。だから、市長、議会と行政が一体となっていかなければならないということは市長の持論でしょう。あらゆる面で議会というものを一緒にこの要望活動をしておるといふことを私は市長も努力していただきたいし、我々議会もそうあっていきたいと思っておりますが、その辺の見解をひとつお願いいたします。この3点です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行政報告のあり方のお尋ねでございますけれども、手前どもとしては昨日かなり遅く入りまして、なかなかそういうふうな対応が、議会のほうへの申し入れだとか、そういうふうなものができなかつた。この不手際は、ご指摘のとおりだと、このように思います。しかしながら、議会のご配慮で、こういうふうな形で行政報告ができたというふうな事実、この部分については、何とぞその部分でご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、2点目のオフサイトセンター、要望書の中にありますオフサイトセンターの充実強化、避難体制の確立などというふうなことは、決して今川下議員がお話のような形だけのオフサイトセンターを記述したものではなくて、むつ市もこのオフサイトセンター、この部分においては宙に浮いた状況でございます。この部分をしっかりと表現をさせていただいたつもりでありまして、これをどこかの町寄りの表現というふうなことでは決してございません。そういうふうなことで、これはむつ市もあります。そしてまた大間町、そして周辺の村、この部分でのさまざまな、あつ

れきとおっしゃいましたけれども、この部分は私は報道限りでしか存じ上げておりません。この部分について、例えば町の隣のほうの村、2つの村からどういうふうな形、そういうふうなことも一切私には話ありません。そしてまた、報道された場面での突然のご発言もございました。その部分についても、前もってのお話もございませんでした。そして、その後も説明を私は受けておりません。そういうことで、その場面の中でのそのいきさつ、これはむつ市としてこの部分に立ち入ってお話をするというふうなことは、逆を捉えますと、むつ市の動きに対して隣接の町村からさまざまな言い分が出てくるということも私はしんしゃくをして、あえてお尋ねもしていないと。そして、また向こうのほうからの説明も全くございませんので、この部分でご理解をいただきたいと、このように思います。

どちらを味方するとかと、そういうふうなご発言がございましたけれども、このオフサイトセンターはまだ、今原子力規制庁が、きのう、おとといですか、発足しましたけれども、国の基準というのがまだ正式に発表されておられません。方向づけはある程度のところは出ておりますけれども、3回くらいの検討会を開いたというふうなことは聞き及んでおりますけれども、この部分において、むつ市のオフサイトセンターも今後どういうふうな形になっていくのかということもまだ示されていない状況でございますので、むつ市はむつ市として、先般補正予算で減額をいたしましたけれども、予定しているところにオフサイトセンター、今オフサイトセンターと言わないで規制……これまでの言い方をしますとオフサイトセンターというふうなことの建設、これを求めていきたいと、こういうふうな思いでございます。決して片一方の自治体をどうするか、そういうふうな立場では私はありません。

そしてまた、9市町村というふうなことですけれども、8市町村でございまして、8市町村。これなぜ今回4立地市町村で行ったのかと、こういうふうなことのお尋ねの趣旨だと思いますけれども、先般9月15日に突然枝野大臣が青森に来るといふことで、立地市町村、これの出席を求められました。その際に枝野大臣からのさまざまな形でお話が、説明がありましたので、この部分において疑問点があるわけでございます。その部分において4市町村長でというふうな形。これは、9月の上旬から、私も後でのお話をさせていただきましたけれども、先行してお話をした町村長の方々がおいでですので、その部分においてはあくまでも立地の動きというふうなことで行動を昨日したということでございます。

それから、報道の表現、これは報道のほうの表現になろうと思います。これは、川下議員も今お話しのとおり、報道の表現になると思いますけれども、私は昨日、大臣を含めて4人の政府高官とお会いいたしました。その際私は、要望書の趣旨をお伝えし、この趣旨で立地の市町村長及び各市町村の議会の代表ともどもこの要請活動に参上したというふうなことで、私自身の言葉ではございません。そういうことで、しっかりとそれぞれの首長の隣には議会の代表、むつ市の場合は議会の開会中でございますので、議長の代理ということで斉藤副議長に隣に座っていただき、そして大間町は大間町の議長、六ヶ所村の村長の隣には副議長、そして東通村の村長の隣には議長というふうな形で、しっかりと配慮を、当然向こうのほうから座席の指示があるわけでございますけれども、国のほうでもしっかりとその部分においては配慮をなされた座席ということで対応させていただき、私も冒頭、立地の市町村長及び立地の市町村議会の代表というふうなことで参上した旨を強く申し上げた次第でございますので、この部分で報



道等での表現、この部分は私が表現をしたものではございませんので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、何回も言うようでありますけれども、表題のこの要望事項のあれは、今最後に私どもが使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書をも提出する立場でございますので、全くその点では同一でありますし、他の町村の自治体のことにつきましても、これは私は深く立ち入りするべきではないと思っておりますので、そうさせていただきます。が、市長は8市町村長会議を主宰しておられるわけありますから、ここでやっぱりこの要望事項等々においても、中身はいろいろあるわけですから、あるいは各自自治体それなりのあれを抱えているわけですから、やはり首長会議でよく協議をされて、そして要望事項の行動活動を起こすというふうにされたらよろしいのではないかなと、大変他事ながら、そう申し上げさせていただいております。

それと、国に市長とうちのほうの副議長が行かれて、そういう対応をさせていただいたということを私は非常にありがたいと思っております。が、先ごろ15日でしたか、ホテル青森にいわゆる枝野大臣がおいでになって、市長も行かれたと思うのでありますが、私も正直言って9時にホテル青森の3階の会場へ行ったのです。そうしたら、傍聴はたとえ川下八十美でもだめでした。だが、傍聴に行ったのは、はっきり言って私一人です。それで、私は資料をもらってきました、帰りに議長にもお渡ししておきましたけれども、普通であれば、青森県知事三村申吾先生、それから青森県議会議長西谷議長、むつ市長、大間町長、六ヶ所村長、東通村長。私はせめて、私を傍聴させなくてもいいけれども、こういう席にも議会の議長は同席さ

せてしかるべきだと思うのです。これは、県の呼びかけなのか、国の呼びかけなのかわかりませんが、こういう呼びかけがあった、たとえどこかの呼びかけがあったとしても、やっぱり市長は議会の議長を、それこそこういう機会にご同道させるのが私は議会を尊重する、何回も言うけれども、両輪でこの諸問題に対処していく姿勢を市長自ら示すことになろうかと思うのです。向こうのほうで市長さんだけと言ったかもわかりません。私は、それぐらい議会人の一人として市長の配慮があるべきだと、こう思っておるところでありますから、今後あえて今言うように意見書も提出する立場でありますから、深くは掘り下げる気持ちはありませんけれども、要は市行政と議会が一体となって、特に中間貯蔵施設の問題、このエネルギー政策の問題について取り組んでいくという姿勢をこれからも堅持していただくようお願いを、要望をいたしておきます。答弁は要りません。ご苦労さまでした。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 4点ほどお尋ねさせていただきます。

今回核燃料サイクル政策堅持に関する要望ということですが、私は代表者会議のほうで、要望はする必要はないというふうな意見を述べさせてもらいましたが、これまず第一に、なぜ9月20日、それこそ議会の最中に行ったのかというのを、ちょっと背景をもう少し述べてもらいたいと思います。

それと、「曖昧な部分について説明を求めたところ、2030年代の原発ゼロについては、あらゆる政策資源を投入していく、県、立地地域との約束を果たしていくとのことでした」という文言だけで報告が終わっているのですが、この曖昧な部分が今回行ったことによってどの程度埋ま

ったのかという、そのところもちょっと説明いただければなというふうに思います。

それと、あと3点目ですが、今政府のほうではパブリックコメント、これ終了して、大体8割の方が即原発廃止、原発ゼロというのを選択したのですが、むつ市内でも同じような反対、賛成、三角みたいな調査をしたところ、大体7割、8割の方がむつ市内でも反対だというふうな結果が出ていますが、こういうパブリックコメント、国民の動向について市長はまずどういう感じを持っているかというのもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、あと最後ですが、こういうふうに国の政策の根幹が変わることによってむつ市の経済というか、行政というか、いろんなものが影響してくるということを考えるならば、わざわざこっから国に行かないと、その動きがわからないという状況はやっぱりおかしいと思うのです。だから、国のほうで何か変わったら、逆に国のほうからむつ市に報告に来ると、そういう形をこれからつくっていくべきではないかなというふうに思うのですが、そのところの市長の考え方をお聞きしたいなと。

以上、4点よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、議会の開会中になぜ昨日というふうなことになったのかということでございますけれども、これは政府のエネルギー・環境会議ですか、さまざまな動きがございました。そしてまた、政権与党であります民主党の動き、この部分の中でエネルギー調査会だったでしょうか、そういうような形、党内での議論、そういうふうなものが報道されて、非常に緊迫度が増してまいりました。8月中にはそれを決定するというふうなことで、立地の4市町村長、私もひっくるめまして、非常に危機感を持ってまいりました。

この部分で8月の末ごろから、下旬のころからさまざまな形の中で日程調整いたしました。日程調整の中で相手側もありますし、我々もあります。その部分で9月20日、この1日しかとれないというふうなことがありました。その間エネルギー調査会の民主党のある程度の案が決まり、そしてそれを受けて政府のほうでエネルギー・環境会議でしたか、そういうふうな形の中で案が決まり、いよいよもってこれはちょっとタイミングがずれたのかなと、こういうふうに思いました。その中で国民各界各層からのさまざまな形の中で国に対して報道されたとおりに異論が出たということに対して9月15日急遽、前の日だったと思います、県のほうから、大臣が来るから、市長、この場面に同席するように、そして意見を述べるようにということが求められましたので、9月15日にその場に出席をさせていただき、そして枝野大臣の発言を受けたと、こういうふうなことでございます。そして、その後9月20日、昨日こういうふうな形になったわけでございますけれども、あの場面でもう立地の我々の話をしっかり聞かないで、国が独自で判断をして、政策の大変換、大転換、これがなされたならば時期を失するというふうなことでありまして、さまざまな方面の中でのこの要請の内容等について調整をする必要がありました。つまり大転換があつて原子力発電所が2030年に、当初は2030年ということではございました、2030年にゼロということになりますと、これは約束が違うだろうというふうなことになります。そうすると、これは抗議の活動になるというふうなことになったと思います。これが若干2030年代というふうなことになり、そして枝野大臣は、ありとあらゆる政策資源を投入して、2030年代に原子力発電所ゼロにするというふうなこと、しかしながら青森県、立地市町村との約束はしっかり守るというふうな発言をこの場面で9月15日になされたわけ

でございます。しかしながら、そこにはやはり曖昧な、これ2点目になりますけれども、曖昧なところがございます。その曖昧さをいかに、このベールに包まれた部分、これを明らかにするべきかということで我々も方向転換と申しますか、その尋ね方についての方向転換をしていかなければいけない。こういうふうな判断になり、昨日臨んだわけでございます。直前までその調整、またどういふふうな話をお尋ねするべきかといふふうなこと、そういうふうなところを非常に苦悩したところが現実でございます。

そういうふうなことで、曖昧さは、これは拭うことができたのかというお尋ねでございますけれども、まだまだ曖昧さはございます。その謎解きですか、謎解きをこれからしていかなければいけない、こういうふうな部分は私もしっかり感じ、昨日は各政府高官とお会いしたときには、この謎解きのために参上したといふふうなことはあえてお話をさせていただきました。この部分については、謎が全て解決をしたといふふうなわけではございませんので、これからも行政報告の文面にありますように、引き続き新エネルギー戦略のさまざまな疑問点について国へ説明を求めていきたいという表現になったところでございます。

パブリックコメントが8割以上反対だということで、その感想を述べろといふふうなことでございますけれども、パブリックコメントの中で大体7割から8割くらい、原子力はゼロにするべきだといふふうな統計が、結果が出たようでございます。この部分の8万件くらいの何かパブリックコメントがあったといふふうに、これは報道限りでございますけれども、その部分については承知はしておりますけれども、先日どこかの学者さんが、研究者が言った言葉がでございますけれども、統計学的には決して国民全体、この中ですと、8割ですと、議会の中では26人ですから、8割です

と20名近くの方々が反対ということになるわけですから、決してそうではないだろうと。そういうふうな発言をなさった学者さんがおります。そういうことで、やはり消費地と、そしてまた供給地、この部分での考え方の違い、これがやはり出たのではないかなと、こういうふうな発言をなさっている研究者もございました。ですから、パブリックコメントの中で8割が云々ということをもってして、これで原子力発電所をゼロにするというふうなことは、私はいかがかと。それで果たして十分説明がなされた中で、国民的な議論、これがなされているのかということ、私は決してそうではないと。

7月4日に8市町村長で要望活動をいたしました。その際は、各議会の議長も同行していただき、発言をした私の趣旨は、国民的議論といふふうなことで、政府が国民的議論を求めている。しかしながら、この国民的議論の中に立地の、そしてまた隣接、隣々接の関係市町村の発言を何も求めている、これはいかがなものかということ、7月4日、国、そしてまた県選出国會議員、関係省庁と回った際にはお話をさせていただきました。それ以降も国民的議論の中に立地市町村、この部分の発言を求めると、配慮をすとかといふふうなことは全く一切なかったわけでございます。そういうふうな中で進められてきたこの政策決定の過程、政策過程論と申しますか、その中でこれは私は我々が本当におろそかにされている、こういうふうな部分を強くお話をしてまいりました。そういうふうなことで、パブリックコメントが8割が反対だからといふふうなことで、どう感じるかといふふうなことには、それはそれとして、しかしながらそれに応じていないサイレントマジョリティーといふふうなものがあるかと思えます。そういうふうな方々もいるのだといふふうなこと、それを強く私はこれからも訴えていかなければい

けないものと、このように感じております。

エネルギー政策の根幹が変わることでむつ市に説明に本来は来るべきでないかと。そのとおりだと思います。本当に、なぜあれほど、きのうは東京は32度くらいありましたけれども、あの暑い中を立地の首長さん、そして議会の代表の方々が本当に駆け回らなければいけないのかと。本来は、国のほうからしっかりと、それは9月15日に枝野大臣が来て、立地のほうには説明がありましたけれども、もっともっと説明があつてしかるべきだと。つまり国民的議論の中で我々立地の思いというふうなものが全く疎外された形の中で政府が決定をしていくというふうなことには強い怒りを感じております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 曖昧な部分はこれから謎解きが始まるというふうな表現をしたのですが、結果としてはこの曖昧な部分というのは何も埋まらずにそのまま帰ってきたという理解でよろしいのか。もう少しドンパチやったとか、きわどいところまで向こうのほうを追い込んだとか、そこら辺の話が何かあればちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それと、パブリックコメントについてですが、この80%をどういうふうに今度理解するかというふうな、今度理解の判断の仕方に今日本は移っておりますが、例えば3.11の後、イタリアは国民投票をやって、原発廃止がもう過半数を占めて廃止を決定したというふうなことで結果的には対処したということになっておりますが、私は今そういう意味ではこの80%の判断云々ということでは議論するのではなくて、もうそこまで日本は来ているのではないかなと。結果的には国民投票したり、例えばむつ市長が判断するには、むつ市であったとしても、住民投票をしてどうしたらいい

かというふうな結論を出す時期ではないかなと、このパブリックコメントの80%を信用できないというのであればです。そこまでやっぱり踏み込んでいかないと、日本の進路はもう決定できない状態ですと行くのではないかなと私は思っておりますので、そのところの市長の判断をお聞かせ願いたいと思います。

それと最後、本当に私は、わざわざ大臣が来る必要はないのです、政策の方針がいろいろ変わったとしても。それこそ事務方の人が小まめにむつ市に来るというふうな体制を国のほうとしてはとってほしいと、ここまで私は踏み込んで市長としては要望をしてもらいたいと。できれば我々議会も、議員も参加できるような形で、その人を目の前に置いてあだこうだというふうな形がとれるような形でやっぱり進めてほしいというのをぜひ要望してほしいと思いますが、よろしく願います。ご答弁お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 昨日のこの政府高官とお会いした際にドンパチがあったのかというふうなことではございますけれども、謎が解けたのかと、どれだけ解けたのかということではございますけれども、謎は深まる一方ではありませんでした。謎というのは、深まる部分がありますけれども、決して謎は深まる一方ではなくて、ああ、なるほどこの問題どうなのかというふうなこと、それぞれ立地の方々をひっくくめてお話をいたしました。ああ、なるほどこういうふうな、例えばある町についてはこういうふうな問題があるのだなと、そしてむつ市にとってはこういうふうなことが問題だというふうなことをあぶり出しというふうな形、この部分での成果はあったものと、このように思います。ドンパチはできるような状況ではありません。横垣議員も政権党になったときには、そういうふうな形の中でドンパチができるかどうかと

いうことは、その担当になると、担当大臣等になるとご理解できるのではないかと、こういうふうに思います。さまざまな形の中で要請活動等も議会のご同席をいただいて、例えば下北半島縦貫道路だとかさまざまな部分で行動を一緒にさせていただいておりますけれども、その場面の中でドンパチというのはなかなかできるわけではございません。ドンパチができるのは、議場の中で市長と横垣議員だけでございます。

パブリックコメント、信用ができないというふうなことでございますけれども、これは私は信用ができないというふうなことでお話をしたわけではございません。ある学者の見解もそういうふうなことでありますよというふうなことであって、では全ての、今度では国民投票やるべきだと、住民投票やれというふうなご趣旨だと思いますけれども、私はエネルギーと食と防衛、この部分については負託をされた政権、政治がしっかりとこれから50年先、100年先、これを見据えた中で判断をしていくものと、こういうふうな思いをいたしておりますので、国の形の根幹に触れるもの、この部分では国民投票、住民投票というふうなものはないものと。これは、その時々感情論に走ってしまいますので、この部分においてはなじまないものと。

しかしながら、今福島第一原子力発電所の事故、これはしっかりと対応してもらわなければいけませんというふうなことは、そのたびごとに国にお話をする場面、国からも事務方もお越しになります。その部分では、私はお会いする開口一番、これは福島第一原子力発電所の事故、この部分においては、現在も非常に苦しんでいる方々、避難している方々、むつ市にもおいでになっている方々もおるわけでございます。そういうふうな対応、そして除染の問題、そしてふるさとの土地、そういうふうなもの、それらをしっかりと対応してほ

しいと。そして、第一義的な責任は東京電力のこの部分の責任は回避できないものであると、こういうふうなことも強く申し上げております。そういうふうな中でやはり原子力発電、この部分については必要な分、これは対応していかなければいけないだろうと。これは、国際的な問題もあります。環境問題もあります。産業、この部分もあります。さまざまな部分、国民の生活の部分もあります。そういうふうなことを総合的な判断のもとでこれを進めていかなければいけないだろうということはお話をさせていただいております。

イタリアの国民投票。イタリア、欧米のほうの脱原発、この話がよく出されますけれども、この日本と欧州大陸、これはやはり違うわけでございます。その部分をしっかりと考慮の中に入れていただいた形の中で脱原発とか原子力ゼロだとか、そういうふうな議論をしていく必要があるのではないかと、このように思います。

島国日本でございます。今某国が某島に非常に食指を伸ばしているわけでございます。そういうふうな状況の中で全部がストップしてしまうとどうなるのでしょうか。そういうふうなこともやはり考えた中で自前のエネルギー、これを持つべきであると。そういうふうなことを言うと、国民の方々は、パブリックコメントをやると、また変わってくるのではないかと。ゼロか、進めるべきかというふうな形の中でパブリックコメント、3つのシナリオのパブリックコメントでございましたけれども、そういうふうな形の中で感情論に流されることなく、これから国家百年のエネルギーをどうするのかという議論をしていく必要があると、私はそういうふうに思います。

事務方が小まめにやるべきだと、こういうふうなご発言がございまして、事務方も今政治主導というふうな、与党が、そういうふうな形の中で、事務方もなかなか来れるような状況ではな

いというふうなことでございます。官僚主導から政治主導というふうなことで、なかなか官僚の方々がこちらのほうに来て、状況はお伝えすることはありますけれども、なかなか判断ができないというふうなことで、非常にその部分での霞が関と永田町の風通しが悪くなっているというふうなことも事実というふうに私は感じ取っております。事務方は、何回か来ておりますけれども、その中で情報の収集はさせていただいておりますけれども、例えば議会に来て云々ということになりますと、政治主導というふうな厚い壁がありますので、それを打ち破ることはなかなかできないというふうなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。11番 菊池広志議員。

○11番（菊池広志） 今の説明で大体わかったわけでございますけれども、むつ市と大間町、東通村、六ヶ所村というように、施設が建つ地域の方々の中で聞いた話でございますけれども、15分くらいの時間をいただいたと、1地域大体ある程度の時間をいただいて質問されたというようなことをお聞きいたしました。むつ市長といたしまして、使用済み核燃料中間貯蔵というような施設については、端的にそのことについてだけ質問されたというようなことはなかったのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 昨日は、本当に限られた時間でございます。流れをお話ししますと、私が一応代表というふうなことで各町村長さんをご紹介しまして、そしてその後に要望書の要旨をお伝えいたしました。そして、この要望書の要旨は、まず核燃料サイクルの堅持というふうなことと、そして必要な原子力発電、これは維持すべきというふうなこと、これが大きな2つの要旨でございますので、この部分を述べさせていただきました。

9月15日に枝野大臣がお越しになって、核燃料サイクル事業は堅持するというふうなことでございましたので、その部分については4人とも感謝の意ということで私が代表でお話をさせていただき、その後もう一つの要請の内容、必要な原子力発電というふうなことについては、2030年代にゼロにするというふうなこと、このことによってサイクル事業との整合性がなかなか理解、整合性をとれるかどうかということは理解ができません。この部分について、今回はその謎を解くためにお邪魔をさせていただいたと、そういうふうなことでございます。議場には同席をしていただきました議会の代表であります副議長もおいででございますけれども、この部分は後ほど副議長のほうからお話を伺っていただければ、そういうふうなことをしっかりとお伝えをした、そして私がむつ市の現状、この謎の部分、こういうふうなことでですよというふうなことも話をいたしましたし、各町村長もその中でご発言をしていったと、こういうふうな流れでございます。そして、限られた時間でございますので、各議長方からご意見を求める、大臣及び高官でございますので、本当に限られた時間でございますので、なかなかご発言の機会がありませんでしたけれども、お二方かな、その場面の中でのご発言はあったということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

## ◎日程第2～日程第22 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例から、日程第22 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの21件を一括議題といたします。

委員会に付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第44号、議案第49号、議案第51号及び議案第52号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例についてであります。理事者側から、男女共同参画社会の形成を推進するため、委員会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、情報公開とむつ市男女共同参画推進懇話会との関連性について質疑があり、理事者側から、委員会の概要についてはホームページ等で公表する予定としている。また、むつ市男女共同参画推進懇話会は廃止される予定であり、新たに設置される委員会は附属機関として位置づけ、むつ市男女共同参画推進基本計画が本年度までの計画期間となっていることから、新た

な計画を策定するほか、男女共同参画社会の推進及び啓発等について調査、審議を行うものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、委員の構成について質疑があり、理事者側から、委員は15人以内を予定しており、学識経験者として大学教授または県の担当者などから2人程度、公共的団体等が推薦する者として、地域性とこれまでの懇話会の委員の構成を十分に考慮し、4地区から各2人程度、公募による市民は全体の3分の1に当たる5人程度を想定しているとの答弁がありました。

次に、議案第49号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団配備の小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い更新するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、入札の落札率について質疑があり、理事者側から、落札率は94.6%であるとの答弁がありました。

次に、議案第51号 新たに生じた土地の確認についてであります。理事者側から、地方自治法第9条の5第1項の規定により、関根浜地区漁村再生交付金事業により漁港施設用地として整備した公有水面埋立地5,322.40平方メートルを確認するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第52号 新たに生じた土地の字名についてであります。理事者側から、議案第51号の埋立地につき、地方自治法第260条第1項の規定により、むつ市大字関根字前浜に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第46号及び議案第50号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

(18番 大瀧次男議員登壇)

○18番(大瀧次男) 産業建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第46号 むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、都市計画決定等において、都市計画提案制度などによる複雑な案件が出てきている現状にあり、今後の審議会の円滑な運営を図るため、関係政令の規定に基づき、特別の事項を調査審議するための臨時委員及び専門の事項を調査するための専門委員を置くことができるとし、また、県内他市の状況を踏まえ、委員の任期を4年から2年に変更するとともに、委員の市民からの公募も含め、条例を改正するものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、市議会議員を含めた委員の構成や定数についての質疑があり、理事者側から、条例で定める委員の定数は5人以上15人以内となっており、現在の委員は15人であるが、委員の構成及び人数については、市議会議員からの委員を含め、今後慎重に検討を重ねていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、臨時委員及び専門委員の議決権についての質疑があり、理事者側から、臨

時委員には議決権があるが、専門委員には議決権はないとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、臨時委員は利害関係者の中からも選任することができるということであるが、利害関係者が議決に加わるとふぐあいが出ることはないのかとの質疑があり、理事者側から、臨時委員を審議会に入れるかどうかは、審議会で決めることなので、そういう形で歯どめがかかるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第50号 財産の取得についてであります。理事者側から、冬期間の歩道除雪や狹隘道路の拡幅等に対応する小形ロータリー除雪車1.5メートル級1台を購入するためのもので、契約の相手方は株式会社青工むつ支店で、取得価格は2,016万円であり、財源については、電源立地地域対策交付金を充当するとの説明がありました。

これに対し委員から、昨年度購入した小形ロータリー除雪車との違いについての質疑があり、理事者側から、昨年度購入した小形ロータリー除雪車は1.3メートル級であり、今冬の豪雪に対して非常に効力を発揮したが、積み込みの高さが若干低く、大型ダンプには積み込みできないため、効率性が若干落ちたことから、今回は歩道除雪車としては最大で大型ダンプにも積み込みできる1.5メートル級を選定したとの答弁がありました。

また、別の委員から、冬期間における歩道除雪及び今回新たに除雪車を購入することによる歩道除雪への効果についての質疑があり、理事者側から、現在は昨年購入した1.3メートル級の小形ロータリー除雪車と13馬力の貸し出し用除雪機5台を保有しており、そのほかに県からスクラム除雪ということで通学路等の除雪に使用する除雪機が市へ貸し出されており、学校の周りの通学路が優先されている。また、今回新たに1台購入することにより、時間的なものも当然早くはなるかと思



うが、歩道除雪だけではなく、狹隘道路の拡幅にも役立つものと考えているので、状況を見ながら進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、通学路が県道、国道、あるいは市道という場合の除雪に対する県と市との連携についての質疑があり、理事者側から、道路管理者が優先して除雪すべきと考えるが、なかなか手が回らない部分があり、スクラム除雪で県道、国道の部分を県から除雪機を借りてボランティアで実施している部分及び業者へ委託している部分があるとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第45号、議案第47号、議案第48号、議案第53号、議案第56号及び報告第24号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案5件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第45号 むつ市食育推進会議条例についてであります。理事者側から、食育基本法の規定に基づき、食育に関する計画及び食育の推進に関する事項の審議を行う附属機関として食

育推進会議を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、委員の構成について質疑があり、理事者側から、現在想定しているのは、農林漁業に関する団体については、十和田おいらせ農業協同組合女性部のむつ支部、川内支部、大畑支部から3人、むつ私立幼稚園協会、青森県保育連合会むつ支部、下北地区学校給食協議会、下北地区学校栄養士協議会から4人、むつ市内4地区の食生活改善推進委員から4人及び関連のある行政部局の部長3人等を考えているとの答弁がありました。

また、同じ委員から、健康の増進、促進のための法律なので、栄養士や保健師など専門分野の方々は委員に入らないのかとの質疑があり、理事者側から、この会議の事務局は健康推進課にあり、主担として栄養士がかかわり、食育推進計画を策定する際には、さまざまな部分で保健師あるいは栄養士の役割、知見が反映されるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、食育は将来の健康のために、大人だけではなく、子供のときからきちんと考えることが一つの目的で、小中学校の給食という点からPTAの方を委員に推薦する考えはないのかとの質疑があり、理事者側から、食育の原点は幼少期ということになるが、この食育推進計画の中では、それぞれのライフステージに見合った取り組みを策定することになることから委員の範囲を定めたものであり、PTAからの委員については、条項の中に市長が適当であると認める者という1項があるので、必要に応じて対応していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例及び議案第48号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、この2議

案は、介護保険法の改正に伴い条文の整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第53号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。理事者側から、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録制度の廃止により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、市町村が負担している当該広域連合の運営に係る共通経費の算出に用いる高齢者人口の定義を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、平成23年度の介護保険事業の確定等に伴い、国、県及び支払基金に対する償還金のほか、青森県介護保険財政安定化基金の交付に伴う基金積立金5,061万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億8,402万6,000円とするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を専決処分したもので、平成23年度の所得更正により平成24年度の保険料還付金に不足が生じたことから5万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億6,839万3,000円としたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第57号から議案第65号について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特

別委員長。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） 決算審査特別委員会に付託されました議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月11日及び12日に、市長ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算及び議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算は、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで決算審査特別委員長の

報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理及び昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました20議案1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第44号

○議長（山本留義） まず、議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第45号

○議長（山本留義） 次は、議案第45号 むつ市食

育推進会議条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長（山本留義） 次は、議案第46号 むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長（山本留義） 次は、議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第48号

○議長（山本留義） 次は、議案第48号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長（山本留義） 次は、議案第49号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団配備の小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長（山本留義） 次は、議案第50号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質

疑に入ります。

本案は、小形ロータリー除雪車を配備するための  
のものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質  
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第50号は委員長報告のとおり可決されま  
した。

#### ◇議案第51号

○議長(山本留義) 次は、議案第51号 新たに生  
じた土地の確認について、総務教育常任委員長報  
告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質  
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第51号は委員長報告のとおり可決されま  
した。

#### ◇議案第52号

○議長(山本留義) 次は、議案第52号 新たに生  
じた土地の字名について、総務教育常任委員長報  
告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質  
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第52号は委員長報告のとおり可決されま  
した。

#### ◇議案第53号

○議長(山本留義) 次は、議案第53号 青森県後  
期高齢者医療広域連合規約の変更について、民生  
福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質  
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第56号

○議長(山本留義) 次は、議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長(山本留義) 次は、議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、理事者初め職員の努力もあり、実質収支では1億1,070万1,207円の剰余金を生じた決算であります。そして、第三田名部小学校建設費6億6,500万円、川内小学校建設費6億8,400万円など、市民生活に密接にかかわる事業が計上されております。

その一方、健全な財政、市政運営にはまだまだ途上であります。まず、電源三法交付金28億円以上が入っての黒字であります。そして、電力会社からの寄附による貸付事業や漁業振興事業が行われ、さらに使用済み核燃料中間貯蔵施設の近くというだけでむつ市の一般会計から漁業振興という名目で5,000万円の支出や酪農研修センター設計業務委託料として517万円などの支出が実施された決算であります。電源三法交付金に依存し、不公平な原子力マネーに住民が翻弄され、住民を分断するような不公平な税金の使われ方、市政運営が実施された決算となっております。

国は、福島原発事故と国民の反原発運動に押され、嫌々ながら原発ゼロに向かい始めました。原子力村にしがみついた諸勢力は、機会があれば原発推進に持っていきたいものではないでしょうか、国民の運動はそれを許しはしないものではないでしょうか。また、13億9,700万円を投資して実施する事業、北の防人事業が明らかになるに連れて、無駄な箱物事業となりはしないかと心配する市民がふえております。維持管理費は、今のところ未定といいます。観光交流センターには、喫茶店や売店、イベントホールなど配置、エレベーターつきの高さ9メートル

ほどの展望台を設置、学習センターは緑づくりセンターとなり、文化財収蔵庫、旧大湊高等学校女子寮なども改修し、管理を要する箱物がたくさん誕生いたします。例えば市の職員や臨時職員10人前後を配置するとすれば維持管理費は1億円近くとなります。観光客に毎年1億円近くの税金を使うのではなく、市民の税負担軽減や市民が切実に必要とする事業や道路側溝整備などに税金を使うべきであります。早期に過去の反省から無駄な箱物事業は二度と行わない、原発マネーに依存しない、医療、福祉、教育中心の市政に切りかえていくべきであります。

本案に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第57号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第58号

○議長（山本留義） 次は、議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第59号

○議長（山本留義） 次は、議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第60号

○議長（山本留義） 次は、議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入り

ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第61号

○議長(山本留義) 次は、議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり認定されま

した。

#### ◇議案第62号

○議長(山本留義) 次は、議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し反対討論をいたします。

本案は、所得の低い世帯ほど負担割合が大きい逆進性の強まる保険制度であり、利用者を抑制するものとなっています。

黒字決算とはいえ、介護保険料1,330万円の値上げ分が含まれているものであり、容認できず本案に反対するものであります。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第62号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり認定されまし



た。

◇議案第63号

○議長（山本留義） 次は、議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第64号

○議長（山本留義） 次は、議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長（山本留義） 次は、議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

◇報告第24号

○議長（山本留義） 次は、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員長報告のとおり承認されました。

### ◎日程第23～日程第24 報告に対する 質疑

#### ◇報告第22号

- 議長(山本留義) 次は、日程第23 報告第22号平成23年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で報告第22号の質疑を終わります。

報告第22号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第23号

- 議長(山本留義) 次は、日程第24 報告第23号平成23年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で報告第23号の質疑を終わります。

報告第23号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

### ◎日程第25～日程第26 議員提出議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、 採決

#### ◇議員提出議案第5号

- 議長(山本留義) 次は、日程第25 議員提出議案第5号「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番目時睦男議員。

(6番 目時睦男議員登壇)

- 6番(目時睦男) 提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第5号「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書を意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

2009年12月に政府が策定した「森林・林業再生プラン」は、「10年後の木材自給率50パーセント以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国・地方をあげて、森林・林業の

再生と地域活性化に向けた取組を進めている。

一方、今年7月の九州北部豪雨被害、8月の近畿豪雨被害をはじめ、近年、梅雨前線や台風による豪雨災害が相次ぎ、大きな被害をもたらしている。山林崩壊や流水発生の原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、被害が多い山林のほとんどが杉人工林の針葉樹林であり、なかでも間伐未実施の杉人工林が多いのが特徴的である。したがって、豪雨被害対策としても、「森林・林業再生プラン」に基づく森林の多面的機能の持続的発揮と有効活用が重要であるといえる。

そこで、現下の厳しい森林・林業・木材産業の実態を踏まえ、森林・林業の再生と地域活性化に向け、「森林・林業再生プラン」に基づく具体的な施策を強力に推進することが求められている。

下記の事項の実施を強く要望する。

#### 記

1. 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、「森林・林業再生プラン」の具体的政策の推進を図ること。

(1) 適切な森林施業の確保のため、市町村整備計画及び森林経営計画の作成・実行を促進すること。

(2) 森林整備に必要な路網や作業システム、人材育成など、先行投資すべき予算額の確保を図ること。

(3) 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保を図ること。

(4) 条件不利地域などの森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等の公的森林整備を進めるとともに、国、地方公共団体による林地取得等を行うこと。

(5) 再生可能エネルギーとして、「固定価格

買取制度」を活用した木質バイオマス利用の拡大をはかること。

(6) 10年後の木材自給率50パーセント以上の達成に向け、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講じること。

市町村においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、市町村木材利用方針の策定を早期に行い、地域材の利用・拡大を図ること。

(7) 地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」などの育成・確保など森林・林業の担い手対策の拡充を図ること。

(8) 林業事業者の育成整備を図るため、入札契約制度については、林業の特殊性に配慮し、地域要件の導入、複数年契約の拡大、低入札対策を講じる等、地域の林業事業者の育成整備に資する対策を講じること。

2. 山村振興法に基づく山村地域の活性化に係わる環境の整備に向け、森林整備や木材加工・流通などの施策を通じ、新たな雇用の場を確保する等、省庁間の連携による対策を進めること。

3. 国有林については、一般会計化による公益的機能の一層の発揮と民有林への指導・サポート、地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

#### ◇議員提出議案第6号

○議長(山本留義) 次は、日程第26 議員提出議案第6号 使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番川下八十美議員。

(5番 川下八十美議員登壇)

○5番(川下八十美) 議員提出議案第6号 使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書について、22名の提出者に相なりかわりまして、私から提案理由をご説明させていただきます。

本案文にもございますとおり、昨年12月のむつ市議会第210回定例会において、核燃料サイクル事業を含む原子力政策の継続と早期提示を求め

る意見書を20名の提出者を代表して佐々木肇議員の提案理由の説明のもと御議決をいただいたところであります。今回の本意見書は、まさしく時局重大につき、22名の提出者をもって提出する運びと相りましたが、議員各位には、この趣旨をご理解くださり、御議決を賜りますようによろしくお願いを申し上げ、本意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきたいと存じます。

使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書。

我が日本の原子力産業は長年にわたり技術開発を進め、今では世界に誇る原子力技術を習得してきた中で、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた日本の将来のエネルギー政策において、原子力の停滞あるいは放棄することがあれば経済、雇用、外交に大きく影響することを懸念するものである。現在むつ市で進められている中間貯蔵施設の工事が一時中断され、市民生活に及ぼす影響が大であったため工事の再開を強く要望し、当むつ市議会では昨年12月の第210回定例会で「核燃料サイクル事業を含む原子力政策の継続と早期提示を求める意見書」を可決し、政府関係各省に提出したところである。

幸いにして工事が再開され、このまま順調に進めば来年10月には事業が開始される運びである。

しかしながら、最近「再処理事業から撤退し、使用済み燃料を直接処分」という報道がなされているが、使用済み燃料の最終処分場が決定されていない現在、直接処分をするということは全く現実的ではない。

そこで、近いうちにも決定されるエネルギー政策において、万が一再処理路線を撤退し、使用済み燃料を直接処分するという結論に達した場合には、事前の約束である再処理をするということがほごになるわけで、これだけでは断じて容認でき

るものではない。

政府関係者には、地元の声を真摯に受け止め、立地地域の事情を全く無視した議論を進めるのであればなお一層、不信不安が募る一方であり、願わくば最悪の搬入拒否という事態にならないように一日も早く国の責任において、速やかに善後策を講ずるべきである。

よって政府においては今後、核燃料サイクル政策を含む原子力政策をゼロベースで見直すとしても、本県を含む立地地域におけるこれまでの経緯又、全国に多くの使用済み燃料が存在するという事実、さらには使用済み燃料の対策をなしに原子力発電を行うことができないという現実をしっかりと踏まえ、早期に責任ある見解を示し立地地域との信頼回復に全力で取り組むことを再度強く要望する次第である。

加えて、リサイクル燃料貯蔵株式会社は資本金30億円で東京電力株式会社80パーセント、日本原子力発電株式会社が20パーセントの出資で平成17年11月21日に設立されたものである。

だが現在は、東京電力株式会社は事実上国有化されているのが実態であり、すべて国が責任をもって対処するべきである。

我がむつ市では、原子力船「むつ」の時代から国策には協力してきたという重い経緯があり、中間貯蔵施設の受け入れに当たっては、15回の特別委員会で慎重審議を重ねた結果、平成15年6月17日、むつ市議会第176回定例会において、立地は可能であるとの結論の下、原子力発電所敷地外で日本で初めての中間貯蔵施設を受け入れた我がむつ市とむつ市民の心情をご理解賜り、絶対に再処理事業からの撤退ではなしに再処理路線の堅持を強く強く要求するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります、皆様方のご賛同

を重ね重ねよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） ただいまの議員提出議案第6号について、3点にわたって質疑をさせていただきます。

1点目は、政府は2030年代に原発稼働ゼロを目標に革新的エネルギー環境戦略を発表しておりますが、その一方で使用済み核燃料を再処理するプルサーマルは継続すると明言しております。論理的には矛盾していると私は思いますが、その整合性をどう理解しているのかお尋ねをします。

2点目は、先日むつ市長及び六ヶ所村議会が使用済み燃料の搬入拒否という報道がなされておりますが、意見書はこの報道と同一の方向なのでしょうか。

3点目は、この意見書にもあるように、中間貯蔵施設は来年10月事業が開始されるとありますが、その見通しをどう受けとめておられるのかお聞かせ願います。

以上、3点についてよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 目時議員のお尋ねにお答えする前に、提出者の、賛同者の皆様方をお願いを申し上げておきます。

私が答弁させていただきますが、至って至らないものでありますので、個人的な意見を挟んだり、言い過ぎた分、あるいはまた逆に言い足りない分があるかと存じますので、その節はひとつ補足説明をしていただきますようお願いを申し上げておく次第であります。

目時議員のお尋ねの3点のうちの1つは、いわゆる2030年代における原発ゼロ政策と再処理を行うのだということは、論理的に矛盾をしておるのではないかと、また整合性はどうかということだろうと思っております。全く同感であります。であるがゆえに、本意見書を私たちむつ市議会として提出をして、そして国の関係省に提出をし、善後策を講じていただくというゆえんがそこにあるわけでありまして、全くこの点については目時議員ご指摘のとおりでございまして、同感であります。

2点目の市長と六ヶ所村議会の報道であります。正直言ってこの意見書を提出するに当たっては、市長とは一切話し合いを持っておりません。私としては、たとえマスコミに対する発言といえども、市長はかなり踏み込んだ勇氣ある発言だと評価をいたしておるところであります。一方、六ヶ所村議会の御議決につきましては、正直申し上げまして、六ヶ所村議会と私たちの意見書は多少のニュアンスは違うと思っております。六ヶ所村議会は完全に拒否ということを決し、その中で意見書を拝見いたしますと、8項目にわたる国に対するいわゆる使用済み燃料を受け入れしておる現在のものをも搬出する、引き取ってもらうというようなことも含まれておりまして、私たちの意見書はあくまでもその最悪の事態、受け入れを拒否するというにならないように次善の策をしていただきたいということをこの意見書で訴えておるところでありますので、多少のニュアンスが違うものと思っておりますが、他のいわゆる六ヶ所村自治体の独自性もあることであるから、そのところは深く私は踏み込んだ発言を控えさせていただき次第であります。

3つ目の、確かに来年10月の事業開始ということに関しましては、これはキャスクも含めまして約1,000億円の工事費であります。その中の第1

棟は3,000トン、第2棟は2,000トン、いわゆる5,000トンを中間貯蔵施設に受け入れをするということでありまして、一時工事の中断があつて、多少の工事費は膨らんでおるようでありまして、工事は順調であるようでありまして、そういう点からは、来年10月可能であろうと思っております。目時議員ご承知のように、実はこれのゴーサインを出すに当たっては、安全協定を結ばなければなりません。事業者、我がむつ市、青森県、この安全協定を結ぶことが1つ。

さらに、近隣市町村といわゆる防災計画、あるいはそういった災害等のいろんな協定を結ばなければならないという事務的なものが残されていると聞いております。しかも、これは私は県議会議員でないから言えないのですが、これらの協定を結ぶに当たっては、3回の県議会を通過しなければ、その協定が結ばれ得ないというような今までの流れがあるようでありまして。となりますと、今の現状からすれば、12月定例会、あるいは3月定例会から始まっても、3、6、9でありますから、私は工事は順調ですけれども、そういった面からはいかがかなという疑念がありますけれども、これは今からこういった形をきちんと整理して工事の順調な運びになっておるわけであるから、事業開始もそれに合った形でできるような形で努力をしていかなければならないのではなからうかと、こう思っておるところであります。

最後に、目時議員、識見豊かな議員でありますので、願わくば、社民党という立場ではなしに、この原子力行政によって雇用がまず確保されるわけであるから、目時議員本来の姿で私たちと一緒にこの意見書に同意できるようなこれからの政治活動ができれば、これにまさる幸せはないと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 何点かお尋ねさせていただきます。

まず、パブリックコメント、先ほど市長にも聞いたのですが、ここで明らかになったのが大体9割近く、約8割以上が原発ゼロというのを求めている。これについて、提出者としてはどういうふうに思って提出したのかというのをお聞きしたい。むつ市内でも団体がマエダ前で8月26日にシール投票というのですね、あれを行って、投票に参加した100人中9人が賛成、76人が反対、15人が三角を選択したということで、ここでも大体全国と同じような傾向が出ておりました。これについて、どう思うかということです。

2点目は、福島第一原子力発電所の事故によって、まだ10万人以上が避難していると、福島県民は。この方たちの思いをどういうふうに思って原発推進の意見書を出したのかというのをお聞きしたい。

3点目ですが、再処理事業者は先日、きのう、おととい、19日に19回目の延期を発表いたしました。今回の意見書は、その再処理路線を継続してほしいという意見書ですが、これはもはや事業破綻の状態ではないのかと、多くの方はそのように判断をしておりますが、そこのところはどのように考えているのかというのをお聞きしたい。

4点目ですが、日本の原発政策、これはそもそもトイレなきマンションと言われて進められてきたということです。それで、使用済み燃料を再処理したとしても、最終処分場が要らなくなるわけではないのです。再処理すると、ますます処理困難な放射性物質が誕生するわけですから、この状態を、最終処分場がない状態を放置しておく、結果的には青森県が最終処分場となる可能性がますます高くなります。そこで私は、再処理稼働を

求める前に、最終処理方法をもっと強く求めるべきではないかなと思います、お聞きしたいと思います。

最後ですが、もしこのような提出者の意見が通らないというふうな状況で政府のほうは原発ゼロという方向にいったのであったとしても、私たちというか、提出者にちょっとお聞きしたいのが、結局そういう原発、いろんな施設と同時にいろんな交付金が、原発関連の交付金が来ると。そういうところでいろんなところが受け入れているという背景があるわけで、国策というのがありますが、そこで例えば原発ゼロということを選択したとしても、今までやっぱり地元、例えばむつ市がそういう国策に協力してきたという背景を考えるならば、いきなりそういう交付金を廃止するのではなくて、同じような金額の交付金を何らかの形で求めるべきではないかなと、やっぱりこういうこともつけ加えるべきでなかったかなということを思いますが、提出者の意見をお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 横垣議員のお尋ねは、5点に及ぶかと思っておりますが、1点目のいわゆるパブリックコメント、これは横垣議員今示されたことについては、例えばマエダ本店の前で行ったこと等についても尊重はいたしますが、しからばどういう団体がこの世論調査を行ったのか、これは、私には見えてまいりません。が、全国的に確かに原発ゼロの世論が盛り上がっていることは、これは私も否定できません。しかしながら、世論全体を考えることもしかりでありますけれども、立地自治体の事情、立地自治体独自でパブリックコメントをとった場合には、私はそういう結果にならないのではないかなとも思っております。だけれども、世論が確かにそういう傾向にあると

いうことは、私も認めておりますが、何回も言うようではありますが、立地自治体としての立場をも、これはたとえ共産党の横垣議員といえども認めていただきたいと思っておるところであります。

それから、2点目の原発事故によつての福島県民の避難者の気持ちをどう思うかということであります。一口に言って自分のふるさと、自分のうちに一時帰宅をする、だけれども時計を見ながら、時間を見ながら自分のうちに一時いて、また避難をしなければならない。この一部分をとつても、避難されている方々の気持ちが、心情が理解できるということは、これは論をまたないところだと思ひます。しかしながら、この電気であれば、スイッチを切れば、それで済むのでありますけれども、原子力、原発は、スイッチを切つたからといってとまるものではありません。福島はこの経験を生かして、残るのは使用済み燃料であるわけです。ありますから、これは今の4番目の横垣議員のお尋ねの最終処分場とも関連するのですけれども、私たちは福島第一、第二原子力発電所の事故の後にも現実に使用済み燃料が残つておるのです。正直言つて、今の東京電力、あるいは日本原子力発電、福島第一、第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、それから日本原子力発電東海第二発電所、福井県の敦賀原子力発電所、これには現在あるだけで3万4,000体の使用済み燃料棒が残つておるのです。ですから、これをやっぱり最終処分場をつくつていただくということは、私たちも中間貯蔵施設を受け入れする時点で、当時の杉山市長に最終処分場をきちんとしてから受け入れるべきだという議論は、私自身もそうでありました。ですから、以前から、また今これから、遅くありません。最終処分場の件に関しては、我々むつ市の中間貯蔵施設しかり、青森県は絶対に最終処分場にしないで、原則は50年間は受け入れるのだと、こういうことであるから、そのところはこ

の2番目と4番目と関連をしてご理解をいただきたいと思つておるところであります。

3番目の日本原燃が再処理工場を19回延期したことに対してどう思うか。これは、一言で残念なことではありますけれども、安全を第一に、安全安心の事業を遂行する意味で、慎重に慎重を重ねたうえで、19回という延期延期は忍びがたいけれども、安全を審査し、それを積み重ねていくうえであるとするならば、これは完全な事業を遂行するうえにおいてやむを得ないのではなからうかと。それにしても、予定どおりに事業が遂行されるように祈つておるところであります。

それから、4番目は今の最終処分場のことでご理解をいただきたいと思ひます。

5番目の引き続き交付金を求めるべきではないかということではあります。先ほどの横垣議員の決算に対する反対討論と、それこそ整合性がないのではないかなと思つていただくのであります。しかし横垣議員、私たちは反対をして交付金をもらふということではなしに、賛成をして原子力マネーに頼るのではないのですが、賛成をして中間貯蔵施設を受け入れた、その代償ということではなしに、いいですか、今の我々むつ市の自主財源の少ない財源の中に、年間一口に言つて30億円です。こういう形は、決して原子力マネーに私は頼るわけではありませんが、これはたとえ共産党さんといえども、この議論をするのであれば、反対してもらふということではなしに、やはり賛成をした形でむつ市の将来の財源をも確保する意味では、これは欠かせない大きな財源の糸口だと、こう思つておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。



ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 使用済み燃料の再処理路線の堅持を求める意見書案に対し、反対討論を行います。

本案は、「原子力の停滞あるいは放棄することがあれば経済、雇用、外交に大きく影響することを懸念するものである」としてありますが、原子力の稼働こそが国民の生活を不安に陥れるものであります。今なお故郷に帰れずに避難生活を余儀なくされている避難住民は10万人を超えて、原発は即時廃止してほしいという思いを日々増大させていることを認識するならば、原子力の稼働という問題は経済、雇用、外交以前の命にかかわる問題であります。

また、本案は最近再処理事業から撤退し、使用済み燃料を直接処分する報道がなされているが、使用済み燃料の最終処分場が決定されていない現在、直接処分をするということは全く現実的でないとしておりますが、再処理事業がトラブルにまたトラブルを繰り返し、19回目の延期をし、今なお稼働が見通しのない状態であり、再処理事業自

体が現実的でないものであります。

本案は、直接処分は現実的でないというが、再処理した後は、さらに処理困難な放射性物質が生み出されます。いずれにしても直接処分を含めた最終処分は避けられないものであります。その最終処分が確立されていないことこそが大きな問題なのであります。

再処理は、最終処分の先送りではかありません。そもそも再処理事業を受け入れる時点で最終処分方法を確認すべきでありました。その確認なしに受け入れたことが大きな問題となって今日に至っているのであります。最終処分場が決定されていないと認識しているならば、最終処分場を強く求めていくべきであります。

本案は、「全国に多くの使用済み燃料が存在するという事実、さらには使用済み燃料の対策をなしに原子力発電を行うことができないという現実をしっかりと踏まえ」と指摘しておりますが、原発を推進する人々は、なぜ使用済み燃料の対策なしに推進してきたのでありましようか。トイレなきマンションという原子力政策の矛盾がここに露出しているのであります。これ以上原子力の矛盾を大きくしないためにも、原発は即時ストップ、廃止することが最大の解決策であります。

本案は、「絶対に再処理事業からの撤退ではなしに再処理路線の堅持を強く強く要求する」と結んでありますが、今求めることは、原発即時ストップ、即時廃止、再生可能エネルギーの普及です。そして、むつ市が国策に協力してきたことを重く受けとめ、国として従来どおりの原発交付金と同額の交付金を何らかの形で交付すべきと要求すべきであります。

本意見書案に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第6号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者4人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長、青森県知事としたいと思っております。ご了承願います。

### ◎日程第27 議員派遣について

○議長(山本留義) 次は、日程第27 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、会津若松市親善訪問及び青森県市議会議員研修会に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

### ◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第213回定例会を閉会いたします。

午後 2時11分 閉会